

第5章 計画の推進体制と進行管理

計画を推進し、設定した目標を達成するためには、県、市町及び県民が、関係機関と相互に連携し、総合的に歯と口腔の健康づくりに取り組む必要があります。

1 関係機関等の役割

(1) 県の役割

- ・ 県は推進条例及び推進計画に基づき、市町、学校、事業所、歯科医師会等の関係者と連携し、ライフステージごとの特性を踏まえた歯と口腔の健康づくりを推進します。
- ・ 推進計画をホームページで公表し、研修会等での普及を図ることにより、歯と口腔の健康づくりに対する県民の意識を高めます。
- ・ 県は、学識経験者、関係団体、行政関係者等の幅広い分野からの参画を得て、「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議」を設置し、施策の方向性を示すとともに、推進計画の効果的な実行に向けた総合調整を行います。
- ・ 必要に応じて、推進会議内に計画検討委員会を設置し、推進計画の専門的又は基礎的事項を協議し、施策への反映を図ります。
- ・ 県及び県保健福祉センターは、広域的・専門的立場から、広く歯科保健に関する情報を収集、管理、分析し、県民や関係機関に情報提供するとともに、市町、学校、事業所等の歯と口腔の健康づくりに関する取組を支援します。

(2) 市町の役割

- ・ 住民に最も身近な、歯科口腔保健サービスの提供主体として、ライフステージごとの歯と口腔の健康づくりに関する特性を踏まえた施策を継続的、かつ効果的に展開するよう努めます。

- ・ 地域における歯科保健対策を効果的に進めるため、歯科口腔保健の推進に関する条例や基本的事項を制定するなど、健康増進計画等の地域保健計画の中に歯科口腔保健に関する指標や目標値を盛り込み、郡市歯科医師会等の関係団体や県と相互に連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- ・ 各市町の歯科口腔保健に関するデータを収集、管理、分析するとともに、県へ情報提供を行い、地域差の改善に努めます。

(3) 県民の役割

- ・ 県民は、歯と口腔の健康づくりの主体であり、推進計画の進行には県民一人ひとりの取組が必要不可欠であることから、日常生活の中で積極的に歯と口腔の健康づくりに取り組み、行政、事業所、学校等が実施している歯科検診や歯科保健指導等の機会を活用するよう努めます。
- ・ 歯と口腔の健康づくりに関する知識を深め、効果的なセルフケアを継続して実施するとともに、かかりつけ歯科医を持って、定期的なプロフェッショナルケアに努めます。

(4) 保育所・幼稚園・学校等の役割

- ・ 園児や児童生徒の成長発達に応じた歯科疾患の特徴について、職員間での理解を深め、望ましい生活習慣が身につくよう学校歯科医等と連携した歯科保健教育を行うとともに、歯と口腔の健康づくりに対して保護者の協力が得られるよう努めます。
- ・ 定期歯科健診結果を収集、管理、分析して、地域差の改善に努めるとともに、受診勧奨を徹底し、子どものころから歯と口腔の健康づくりに関する望ましい習慣が定着するよう取り組みます。

(5) 事業所及び医療保険者の役割

- ・ 事業所や医療保険者は、歯と口腔の健康づくりの重要性について理解するとともに、従業員及び被保険者が歯と口腔の健康づくりに取り組むことができるよう歯科保健教育や歯科検診等の機会を確保するよう努めます。
- ・ 従業員及び被保険者の歯と口腔の健康づくりを推進することは、健康経営や医療費の削減の観点においても意味があることから、普段から歯科疾患の予防に関する正しい知識の普及啓発に努め、関係機関や地域との連携による歯と口腔の健康づくりに努めます。

2 進行管理と評価

- ・ 毎年度、県は「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議」を開催し、推進計画の進行管理と評価を行います。
- ・ 県保健福祉センターにおいては、歯と口腔の健康づくりに関する各市町の取組状況について把握し、圏域ごとの課題を明らかにするため、地域の歯と口腔の健康づくり推進会議を開催します。
- ・ 推進計画の最終評価の年度には、各種調査等の結果から目標の達成度を評価し、必要に応じて目標の見直しを行います。

